

情報社会における倫理審査の課題 Issues of Ethics Review in the Information Society

吉見 憲二[†]
Kenji Yoshimi

1. はじめに

近年、情報系の分野でも倫理審査の実施が求められるようになってきている。こうした倫理審査の推進は調査対象への倫理的配慮といった面で肯定的に捉えられるが、プロセスの煩雑さや実効的な対応という面での課題も多い。特に、個人情報の取り扱いを始めとしたプライバシーに関する問題は審査委員によっても判断が分かれるところであり、専門とする分野による前提知識の差異が影響することも懸念される。本研究では、情報系の分野において倫理審査が議論となった事例や先行研究を踏まえて、情報社会において求められる倫理審査の在り方について検討する。

2. 先行研究

2.1 医学系分野における倫理規定

「人を対象とする研究」に関する倫理規定はナチスの人体実験の反省を踏まえたものとして、医学系の分野から発展してきている。その源流は 1964 年 6 月に WORLD MEDICAL ASSOCIATION (世界医師会) で採択された人間を対象とする医学研究の倫理的原則「ヘルシンキ宣言」に遡ることができる。その後さまざまな議論を経て倫理規定については見直しが行われており、現在の日本では「疫学研究に関する倫理指針」と「臨床研究に関する倫理指針」を一本化するかたちで 2014 年 12 月に文部科学省および厚生労働省から告示されている「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」[1]が参照されることが多い。

2.2 非医学系分野における倫理規定

医学系分野における倫理指針の存在は非医学系の分野に影響を与えていることが予想されるが、社会科学や工学といった非医学系の分野における「人を対象とする研究」に関する倫理規定は関西の私大から典拠が曖昧なまま広がったものであるとされている[2]。ただし、心理学や文化人類学といった分野の一部の学会では先んじて倫理綱領の策定や研究倫理委員会の設立等がなされていたことも指摘されている[3]。これは心理学や文化人類学といった分野では調査対象のよりセンシティブな情報を取り扱うことが多いため、調査対象の保護といった観点から倫理規定が必要とされていたことが背景にあると考えられる。

私立大学連盟に加入する 122 大学を対象とした非医学系研究の倫理審査の現状についての調査では、倫理審査を実施している大学自体は多いものの、運用基準や審査体制、これまでに行われた審査結果などを公開している大学は多くはなく、透明性を担保するための取り組みに課題が多いことが指摘されている[4]。こうした不十分な倫理審査が横行することに対しては、倫理審査が単なるアリバイ証明として用いられてしまう点や事前検閲につながりかねないといった点での批判がある[2]。

2.3 情報系分野において倫理面での問題が注目された事例

このように非医学系分野における倫理規定についてはしばしば問題が指摘されているものの、高度に学際性が強まっている情報社会では、研究における倫理面での問題が生じることも少なくない。情報系分野において倫理面での問題が注目された主な事例として、pixiv の成人向け小説を分析対象とした事例、大阪駅ビルにおける顔認証追跡実験の事例、Facebook による感情伝染実験の事例等が挙げられる[5]。

表 1 倫理面での問題が注目された事例

pixiv の成人向け小説を分析対象とした事例
2017 年度人工知能学会全国大会で発表された論文が猥褻な表現を特定するために pixiv の成人向け小説を分析対象とし、実名ではないものの固有の ID や作者名を特定可能としたことから批判を浴びた。
大阪駅ビルにおける顔認証追跡実験の事例
独立行政法人情報通信研究機構が 2014 年 4 月から予定していた大阪駅ビルにおけるカメラ 92 台を用いた顔認証追跡実験がプライバシー等の観点から批判を招き、計画の延期・変更を余儀なくされた。
Facebook による感情伝染実験の事例
Facebook が約 70 万人のユーザーのニュースフィードを操作し、ニュースフィードの内容がユーザーの投稿に影響を与えるか実験した結果を公表[6]したところ、物議を醸した。

3. 倫理審査の現状と課題

3.1 倫理審査委員会の課題

表 1 のような倫理面での問題が注目された事例が出てきている中で、表 2 のような既存の倫理審査委員会の在り方に対する問題も明らかになってきている[5]。特に、「(3) 倫理審査の強制性」の論点については、非医学系の分野にまで倫理審査を強制した場合に、膨大な倫理審査の案件を処理しきれず、著しく研究が滞ってしまうことが予想される。さらに、効率化を優先した結果、本来審査されるべき案件へのリソースが賄えなくなる事態が生じてしまう懸念がある。

3.2 倫理審査委員会 3000 個問題

日本の倫理審査委員会が抱える根本的な課題として、その数が多すぎる事が挙げられる。表 3 は米国、英国、日本の倫理審査体制を比較したものであるが、日本の委員会数は人口比換算では米国の 2 倍、英国の 30 倍以上となっている[7]。さらに、共通テンプレートや審査の質保証、法

[†] 佛敎大学社会学部准敎授

律・指針の点でも統一化されていないことが読み取れる。それでも、医学系分野では「研究倫理審査委員会報告システム」への登録や「倫理審査委員会認定制度」といった審査の質のばらつきへの対策が行われてきているが[4]、非医学分野においては統合指針が示されていないだけでなく、審査の質のばらつきを統合する動きすら出ていないのが現状である。結果として、最大 3000 ものばらつきのある倫理審査委員会が存在していることになる。

3.3 情報社会における倫理審査

近年、情報系分野において倫理面での問題が注目された事例に関しては、倫理審査の実施によってある程度問題を避けることができた可能性が示されている[5]。しかしながら、前述のように倫理審査を強制することで倫理審査委員会の処理能力を超過し、機能不全に陥ってしまう懸念がある。加えて、複雑化・細分化する情報系の各分野に関するテーマについて、審査委員が十分な倫理面での知識を持たないままに審査に携わってしまうことも否定できない。特に、個人情報やプライバシーに関わる研究では個人の背景によって捉え方が異なるため、統一的な基準がないことで深刻な審査のばらつきが生じてしまう可能性がある。

こうした問題を解決するためには、倫理審査委員会を大学単位で設置するのではなく、都道府県や学会の単位で設置することが考えられる。前者は英国のモデルに近く、倫理審査の構成員が当該大学の学部学科に制約されないというメリットがある。後者に関しては、「コンピュータセキュリティシンポジウム 2018 (CSS2018)」にて CSS2018 研究倫理委員会を設置し、CSS2018 研究倫理相談窓口が開設されたという事例があり、より専門性の高い委員が審査を担当することが期待できる。もちろん、現行の枠組みを根本から見直すことは容易ではないが、実効的な倫理審査を行うために大学の枠を超えた施策が求められている。

4. おわりに

変化が激しい情報学分野では、従来の大学を中心とした倫理審査委員会の在り方では新たに生じる問題に適切に対応することは難しい。アリバイ証明的に既存の倫理審査を単純に拡大するのではなく、これからの情報社会に適合した新しい倫理審査の枠組みを考える必要がある。

表 2 倫理審査委員会の課題

(1) 倫理審査委員会の委員構成
倫理審査委員会では、一般的に当該大学の教員が務めることが多いため、学部等の構成によっては委員の構成が一部の研究領域に偏ってしまう可能性があり、実効的な倫理審査委員会の運営を妨げる懸念がある。
(2) 倫理審査委員会の検討範囲
各分野における倫理的基準が一律ではないことから、統一的な基準を策定することが困難となる。他分野における倫理的基準によって当該分野の本来の使命が阻害されてしまうような事態が生ずる懸念もある。
(3) 倫理審査の強制性
医学分野では学会発表や論文投稿において、倫理審査委員会の承認を条件としている学会が少なくないが、非医学系の分野ではまだまだそうした慣行が一般化していると言えない。

表 3 各国の倫理審査体制の比較[7]

	米国	英国	日本
集約化	整備済（研究主体ごと）	整備済（機関 ⇒ 地域 ⇒ 中央）	未整備 施設ごと
委員会数	2000-3000	88（イングランド：69）	2500-3000
受託契約数	施設関契約あり、課題ごと	中央管理にて不要、1申請=1か所の審査	規定なし、機関の長の委託
Local Context	書類による確認	HRA で規制面確認・要件は各施設の責任	研究内容と一括審査
共通テンプレート	あり	あり（申請書、通知書その他）	なし
有害事象報告	必要時のみ報告	必要時のみ報告	全有害事象をフルレビュー審査
審査の質保証	AAHRPP 保証	HRA における QC/QA/監査	厚労省認定事業？
審査期間	フルレビュー審査：10日 迅速審査：3-5日	試験薬臨床試験：60日以内、遺伝子治療等：90日以内	規定なし
法律・指針	改正コモンルール	EU 臨床試験指令/規則、各種ガイドライン	なし

注

本稿の内容は第 31 回 SPT・第 82 回 EIP 合同研究発表会における報告内容「情報社会における倫理審査と倫理審査委員会 3000 個問題」を改訂・発展させたものである。

参考文献

- [1] 文部科学省・厚生労働省（2014）「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」
- [2] 出口弘（2011）「人を対象とする研究の倫理指針の諸問題」『社会・経済システム』32,号 pp.14-20.
- [3] 田代志門（2014）「研究規制政策のなかの社会調査—「研究者の自治」から「行政指導」へ?—」『社会と調査』第 12 号, pp.5-12.
- [4] 渡邊卓也（2018）「非医学系研究の倫理審査に関する情報公開」『対人援助学研究』Vol.7, pp.37-43.
- [5] 吉見憲二（2018）「情報社会における倫理審査と倫理審査委員会 3000 個問題」第 31 回 SPT・第 82 回 EIP 合同研究発表会.
- [6] Kramer, A.D.I. Guillory, J.E. and Hancock, J.T. (2014) “Experimental evidence of massive-scale emotional contagion through social networks” *Proceedings of the National Academy of Sciences*, vol.111, no.29, pp.8788-8790.
- [7] 江花有亮・甲畑宏子（2016）「米国における独立系 IRB と学術施設 IRB の比較」平成 27 年度日本医療研究開発機構医薬品等規制調和・評価研究事業「治験活性化に資する GCP の運用等に関する研究」分担 倫理審査受委託システム導入における課題とその克服, pp.4-7.